

## 特約事項(案)

各会計年度における支払限度額は、次のとおりとする。

令和 8年度	金	12,000,000	円
令和 9年度	金	26,000,000	円
令和10年度	金	44,000,000	円

発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、上記の事項について変更することができる。